

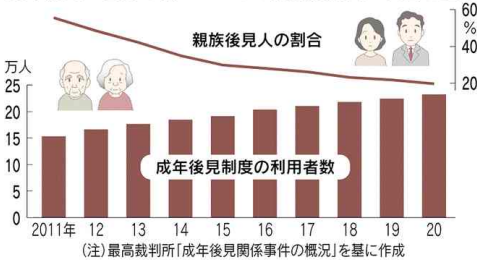
認知症、財産管理の心得

後見制度知り、早めに備え

	法定後見人	任意後見人
利用者の判断能力	全くなし	十分にある
利用手続き	親族などが家庭裁判所に申し立て	利用者が元気づちに契約。判断能力の低下で後見人が家裁に申し立て
後見人の選定	家裁が決定	利用者が決定
できることの例※	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預貯金の入出金 ■ 年金や税の手続き ■ 病院の入院手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不動産の管理や処分 ■ 遺産分割協議 ■ 介護施設の入居契約
後見人の報酬	家裁が決定。月2万～6万円程度	契約で自由に設定

(注) ※裁判所の許可が必要なものもある。任意後見は契約で定める必要がある

成年後見の利用は増えているが親族後見人の割合は低下



家族信託の主なポイント



- 利用者が判断能力のあるうちに契約
- 積極的、柔軟な資産活用が可能
- 財産管理を信頼できる人に委託
- 施設入居などの契約行為はできない

「親が認知症になって初めて成年後見制度があることを知る人が多い」。司法書士でつくる成年後見センター・リーガルサポート東京支部の上山浩司支部長はこう話す。介護費などに充てるため親の預貯金を引き出すと訪れた金融機関で後見人をつけるも助言され、同支部に相談し、40～60代の人が目立るといふ。

認知症で本人の判断能力が低下すると、たとえ介護が目的でも親に代わって子どもが預金を引き出し、親の自宅を売ったりするといった財産管理をするとは原則できない。介護施設の入居契約などを代行することもできない。財産の使い込みなどで本人が不利益を被るのを避けるためだ。こうした場合に選択肢になるのが成年後見制度。制度の仕組みや注意点を把握しておく。

成年後見制度の利用者は2020年末で25万2千87人と11年末から52%増えた。しかし厚生労働省によると認知症の患者が20年末で推計631万人いるのに対し利用は限られる。制度がまだよく知られていないことに加え、実際の運用で制約が少なくないためだ。1つ目の制約は親族が法定後見人に選ばれるとは限らない点だ。利用を申し立てる際に候補者として希望することはできるが、家裁は面談で聞き取りをし、さきいかどうかを判断する。法定後見人は財産管理や生活支援の方針をまとめ、家裁に年1回報告書を提出するなどの義務がある。こうした業務は弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門家が慣れていることから、専門職

が後見人に選ばれることが多い。後見人に占める親族の割合は20年末時点で19.7%と11年末に比べ半以下となっている。ただし法定後見は本人の財産保護を重視する。「専門職後見人は財産を適正に管理するため支出のチェックも厳しく、家族が使いたい手が良くない」と受け止める例がある(望月氏)。家族と意見が対立しても後見人の交代は原則できないという制約もある。費用面の負担も見逃せない。専門職が法定後見人になると報酬費用が発生する。報酬は家裁が決める目安は月2万円程度。地域や管理する財産額によって違いがあり、東京家庭裁判所では財産額が100万円超～500万円以下は3万～4万円、500万円超は5万～6万円としている。親族は原則本人がとるまで後見人に払う必要がある。司法書士の山本真也氏は「負担への不安から利用をためらう人もいる」と話す。一方、任意後見人は利用者の判断能力があるうちに契約するのが特徴。合意のうえで、自分で信頼する人を将来の後見人に指定できる。何を代行してもらうか内容を詰め、公正証書で契約書にする必要がある。親族などが判断能力が低下したと判断して家裁に申し立てをするので業務が始まる。任意後見人ができることは契約書の内容に沿う。預貯金の入出金、不動産の管理・処分、介護施設の入居契約など具体的に決めておくことが大切だ。利用者による購入、売却契約といった法律行為を取り消すことはできないので注意したい。後見人の報酬も契約で設定できるため、報酬なしにすることも可能だ。任意後見では後見人の業務をチェックする任意後見監督人を家裁が必ず選任し、財産額500万円以下で月1～2万円程度の報酬が発生する。成年後見以外では、家族信託という商品がある。利用者が判断能力のあるうちに家族に財産管理を任せる契約を結ぶ。成年後見に比べ柔軟な資産活用ができる。例えば法定後見では介護費のため親の自宅を売ったり賃貸したりするのは家裁の許可が必要だが、家族信託では財産管理を任せられた人の判断でできる。認知症に備える手段は増えている。ただ費用や手続き、家族の労力などで違いがある。それぞれの特徴を早め知り「将来の利用を検討しておくことが重要」と山本氏は助言する。(三好理穂)